

東京女子学園清香会 会則

[平成14年11月17日改正]

第一章 総則

第1条 本会は東京女子学園清香会と称する。

第2条 本会の事務局は東京女子学園内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦を深め、教養を高めるとともに、東京女子学園の発展のために協力することを目的とする。

第4条 本会は前条にあげた目的を達成するために必要な事業を行う。

第三章 会員

第5条 本会は下記の者で組織する。

- 正会員 東京女子学園経営の各学校の卒業生。
- 特別会員 東京女子学園の現教職員及び旧教職員。

第四章 役員及びその選出

第6条 本会に下記の役員を置く

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 常任幹事 若干名
- 事務局幹事 若干名
- 幹事 若干名
- 監査幹事 2名

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- 会長は総会において正会員の中より選出する。
- 副会長は正会員の中より会長が委嘱する。
- 常任幹事は幹事の中より会長が委嘱する。
- 事務局員は常任幹事の中より会長が委嘱する。
- 幹事は正会員の中より卒業年度別に選出する。
- 監査幹事は幹事の中より会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は4年とする。但し再任を妨げない。

第五章 役員の任務

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は、適宜に会長職務を代行する。
- 常任幹事は本会の会計事務、庶務事務及び会報編集・発行及び本会の目的・事業達成のための企画・計画等会務運営に必要な事項を協議立案し、幹事会に提議する。
- 事務局幹事は会計、庶務事務及び会報発行、又会員との諸連絡等の実務を執行するために定期的に学内事務局に詰める。

(5) 幹事は幹事会により、会務の円滑な運営に必要な事項について協議し、結果を会長に報告する。

(6) 監査幹事は本会の事業及び会計を監査する。

第六章 会議

第10条 本会の会議は定時総会・臨時総会・常任幹事会及び幹事会とする。

(1) 定時総会は正会員及び特別会員により成立し、毎年10月末までに開き決算報告・事業報告をし、新年度事業計画及び予算その他重要事項を審議する。

(2) 総会(定時・臨時)は会長これを招集し、議長は出席会員中より選出する。

(3) 臨時総会は次の場合、会長これを招集する。

(イ) 会長がこれを必要と認めた場合

(ロ) 会員の三分の二以上の要請があった場合

(4) 常任幹事会及び幹事会は会長これを招集し、必要事項を審議する。

(5) 会議の議決は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は会長の決するところによる。

第七章 会計及び会費

第11条 (1) 本会の経費は入会金・年金費及び寄付金を以ってこれに充てる。

(2) 入会金及び年会費の金額は別途幹事会の承認を経て会長これを決定する。

第12条 本会に納めた会費その他は事由のいかんによらず返還しない。

第13条 本会会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第八章 大会・除名その他

第14条 会員はその住所、氏名等に変更があった場合速やかに本会に届けなければならない。

第15条 会員の退会、除名は幹事会の承認を経て会長が決定する。

第16条 会員は幹事会の承認を経て必要な地に、本会の支部を置くことができる。

第九章 補則

第17条 本会則は総会の議決によらなければ変更することはできない。

第18条 本会則は運営の細則は幹事会の承認を経て別に定める。

第19条 本会則は平成14年11月17日より施行する。